

議第 1 号議案

桐生市議会基本条例の一部を改正する条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び桐生市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出いたします。

令和 4 年 3 月 16 日

提出者 桐生市議会
議会改革調査特別委員会
委員長 園 田 基 博

桐生市議会議長 北 川 久 人 様

桐生市議会基本条例の一部を改正する条例

桐生市議会基本条例(平成 25 年桐生市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条中「事業仕分けその他の」を削る。

第 26 条第 3 号を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議第 1 号議案 桐生市議会基本条例の一部を改正する条例案

桐生市議会基本条例第 30 条に基づき見直しを行った結果、所要の改正を行おうとするものです。